

建設工事等の最低制限価格制度について

桑名市では最低制限価格の事前漏洩を防止するため、平成23年11月から建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、変動型の最低制限価格制度を導入・運用しています。

【対象工事】

設計金額50万円以上の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務

【算定方法】

- (1) 別紙の算出式から得られた価格を基準価格(税抜き)とします。この場合において、基準価格は予定価格(税抜き)の10分の7.5以上の範囲内とし、10分の7.5を下回るときは10分の7.5とします。(当該価格に一万円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た価格とします。ただし、予定価格の10分の7.5を下回るときは、当該端数を切上げて得た価格とします。)
- (2) 基準価格以上の価格であって予定価格の範囲内での入札者数に10分の6を乗じて得た数(当該数に1未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した数)を最低制限価格算出対象入札者数とし、それらの入札価格(税抜き)を平均して得た価格(当該価格に一万円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額)をもって最低制限価格(税抜き)とします。
- (3) 最低制限価格算出対象入札者数が5に満たない場合は基準価格をもって最低制限価格とします。

【算定例】 予定価格 1,000,000円(税抜き)、基準価格 800,000円(税抜き) の場合

[ケース1]

入札者	入札額	結果
①	790,000	失格
②	800,000	失格
③	810,000	失格
④	820,000	落札候補
⑤	830,000	
⑥	850,000	
⑦	850,000	
⑧	870,000	
⑨	880,000	
⑩	890,000	
最低制限価格算出対象入札者数 9者×0.6=5.4・・・5者		
最低制限価格(平均額) 4,110,000÷5=822,000 =820,000(一万円未満切捨て)		

[ケース2]

入札者	入札額	結果
①	800,000	抽選
②	800,000	抽選
③	810,000	
④	820,000	
最低制限価格算出対象入札者数 4者×0.6=2.4・・・2者		
最低制限価格算出対象入札者数 が5者に満たないため、 最低制限価格=基準価格		

[ケース3]

入札者	入札額	結果
①	780,000	失格
②	790,000	失格
③	800,000	落札候補
④	810,000	
⑤	820,000	
⑥	820,000	
⑦	850,000	
⑧	850,000	
⑨	860,000	
最低制限価格算出対象入札者数 7者×0.6=4.2・・・4者		
最低制限価格算出対象入札者数 が5者に満たないため、 最低制限価格=基準価格		

…最低制限価格算出対象入札者

…最低制限価格算出対象入札額

[ケース1] 基準価格以上、予定価格の範囲内で入札のあった9者の内、金額の低い方から上位6割に当たる5者の平均額を求めます。

最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低価格入札者である④が落札候補者となります。

[ケース2] 最低制限価格算出対象入札者数が5に満たないため、基準価格をもって最低制限価格とします。

最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低価格入札者である①、②の2者による電子くじにより落札候補者を決定します。

[ケース3] 最低制限価格算出対象入札者数が5に満たないため、基準価格をもって最低制限価格とします。

最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低価格入札者である③が落札候補者となります。

算出式

【建設工事】

(税抜き)

【一般土木工事】
直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.75
【建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。）】
直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.97+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9 +一般管理費等×0.75
【鋼橋製作・架設工】
直接工事費×0.97+(間接労務費+共通仮設費)×0.97+(工場管理費+現場管理費)×0.9 +一般管理費等×0.75
【機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）】
(直接製作費+直接工事費)×0.97+(間接労務費+共通仮設費)×0.97 +(工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.9+一般管理費等×0.75
【電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）】
機器単体費×0.92+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+(現場管理費+機器間接費)×0.9 +一般管理費等×0.75
【下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事】
機器費×0.92+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97 +(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.9+一般管理費等×0.75 ※ 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

【測量・建設コンサルタント等業務】

(税抜き)

測量業務（権利調査含む。）	直接測量費+諸経費×0.6 ※ 諸経費=間接測量費+一般管理費等
建築関係コンサルタント業務 建設コンサルタント業務 補償コンサルタント業務	○ 積算に技術経費の項目を計上する場合 直接業務費+諸経費×0.6+技術経費 ※ 諸経費=業務管理費+一般管理費等 建築関係コンサルタント業務においては、直接業務費に特別 経費の額を含むものとする。 ○ 積算に技術経費の項目を計上しない場合 直接原価+その他原価+一般管理費等×0.5
地質調査業務	純調査費+諸経費×0.5+解析等調査業務費×0.8 ※ 純調査費=直接調査費+間接調査費 諸経費 =業務管理費+一般管理費等

【維持業務（除草、樹木維持）】

(税抜き)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.75

(注) 複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に一万円未満の端数処理（切り捨て）を行い、合算した価格を基準価格とします。